

# 「倫理はウザイ」

## 「倫理・人権」科目の体質, そのわけ

Ver. 2014-12-30

北海道教育大学教授

宮下英明 著

うざいとは『うざったい』の略で、「鬱陶しい」「わずらわしい」「うるさい」「面倒臭い」「気持ち悪い」「邪魔」といった意味を持つ。うざいは1980年代のツッパリブームから関東圏を中心に使われるようになり、1990年代には不良以外にも使われ、全国的に普及する。うざいが更に簡略化された『うざ』や、うざいの語感が荒くなった『うぜー（うぜえ）』という言い方もある。2006年、学生の相次ぐ自殺が社会問題となるが、うざいと言われたことが原因になったり、うざいの一言が発端で殺傷事件になるほど荒い言葉なので使用には注意が必要である。

(日本語俗語辞書 <http://zokugo-dict.com/>)

# 「倫理はウザイ」

## 「倫理・人権」科目の体質, そのわけ

### 本書について

本書は,

<http://m-ac.jp/>

のサイトで書き下ろしている『「倫理はウザイ」——「倫理・人権」科目の体質, そのわけ』を PDF 文書の形に改めたものです。

文中の青色文字列は、ウェブページへのリンクであることを示しています。

# 目次

はじめに	1
1 「倫理はウザイ」	5
1.0 要旨	6
1.1 「倫理はウザイ」の意味	7
1.1.1 「かまってくれるな」	8
1.1.2 「おまえはナンボのものだ」	9
1.2 「倫理はウザイ」の理論構築へ	10
1.2.1 「倫理はウザイ」は、「倫理」の本質直感	11
1.2.2 「倫理はウザイ」の理論構築へ	12
⋮	
2 倫理を説く者	15
2.0 要旨	16
2.1 倫理を説く者は、自家撞着を思わない	17
2.1.1 倫理は、自家撞着する	18
2.1.2 倫理を説く者は、自家撞着を思わない	19
2.2 倫理を説く者は、一面的思考を行う	20
2.2.1 一面的思考癖	21
2.2.2 一面的思考癖に「専門は狭量」が重畳	22
3 倫理を説く者からの自由	25
3.0 要旨	26
3.1 倫理を説く者の言う「自由」	28
3.1.1 「やりたい放題」	29
3.1.2 「制約と折り合う」	31
3.2 「倫理はウザイ」の言う「自由」	32
3.2.1 「倫理を説く者から離れていられる」	33
3.2.2 「規則から離れていられる」	34
3.2.3 「統制から離れていられる」	35
3.3 「倫理を説く者からの自由」の方法	36

3.3.1 「一律」を受容しない	37
3.3.2 「文学」	38
3.3.3 「理知（インテリジェンス）」	40
4 人権を説く者	43
4.0 要旨	44
4.1 「人権を説く」は、「倫理を説く」とは違う	47
4.1.1 「倫理・人権」の表題は、ミスリーディング	48
4.1.2 「虐げられる者」を立て「虐げる者」退治を説く	49
4.1.3 「無慈悲な鉄槌」の是認	50
4.2 人権を説く者は、「反差別」を説く	52
4.2.1 「差別される者」を立て、「平等」を説く	53
4.2.2 「共同」を、「平等」の形と定める	54
4.2.3 「共同」は、自家撞着する	55
4.3 人権を説く者は、＜慣行＞を裁く	57
4.3.1 時代の変化が「悪者」をつくる	58
4.3.2 コスト感覚の変化が「悪者」をつくる	59
4.4 人権を説く者は、「人権」を知らない	61
4.4.1 「人権」は方便	62
4.4.2 「人権」社会は、クレーマー社会に	64
4.4.3 「人権」を真に受ける者は、権力志向になる	66
5 大学の都合	69
5.0 要旨	70
5.1 学生の起こした事件は大学が責任を問われる	72
5.1.1 学生の事件が大学責任になる社会 / 時代	73
5.2 個を懲罰できないので、一律規制・全員指導	74
5.2.1 個の懲罰ができない社会 / 時代	75
5.2.2 一律規制	77
5.2.3 全員指導	78
5.2.4 全体に説教	79

5.2.3 弁明 .....	80
5.3 「倫理・人権」科目は、全大学一律 .....	81
5.3.1 「倫理・人権」科目は、デファクト制度 .....	82
おわりに	85

## はじめに

大学はいま、義務教育学校と同じく、「道徳」を授業することになっている。

科目名は、「倫理・人権」である。

1年生の必修科目である。

この科目ができたのには、経緯・理由がある。

学生は、その経緯・理由の上に、授業を受ける。

科目の運用形態を決めるときは、授業が受講生全員において同条件であることを考える。

また、授業コストを考える。

そこで、授業は、《大教室ないし講堂に1学年の学生全員を集め、講師が講義をする》が形になる。

この中の一コマで、講師が、前年度受講生の「倫理はウザイ」の感想を紹介する。

講義は、この感想にリアクションする趣で、倫理の意義を説いていく。

したがって、学生の感想を紹介したのは、つぎが趣旨である：

《「倫理はウザイ」などと言うのは、倫理の意義を知らないからだ。  
倫理の意義を知れば、「倫理はウザイ」などとは言えなくなる。》

講義は、本題に入るや、一方的な内容になる。

聴く者を「倫理はウザイ」の思いにする内容を、またやってしまう。

こうして、「倫理はウザイ」を取り上げる風は、格好だけである。

「倫理はウザイ」は、結局、主題にならない。

「倫理はウザイ」は、「この科目はウザイ」でもある。

「倫理はウザイ」「この科目はウザイ」は、「倫理・人権」科目の主題にならない。

一方、この科目の最も肝心な主題となるものは、「倫理はウザイ」「この科目はウザイ」である。

なぜなら、この授業を受けることを強いられる者は、「倫理はウザイ」「この科目はウザイ」となる者だからである。

「倫理はウザイ」「この科目はウザイ」が主題にならないのは、なぜか？  
単純に、これを最も肝心な主題と心得る者が、講師の中にいないということである。

そこで、本論考を以て、「倫理はウザイ」「この科目はウザイ」を取り上げることにした。

尤も、特別な論をやるわけではない。

ありふれた論をやる。

即ち、「文学」をやる。

文学は、倫理の対立軸であり、倫理の解毒剤である。

本論考は、文学の「倫理はウザイ」を、単純に繰り返す。

この繰り返しの意味はあるのか？

いまの大学に、文学は無くなった。

学生は、文学を知らない。

彼らは、倫理を解毒する仕方を知らない。

よって、いま文学を改めて現すことは、意味がある。

# 1 「倫理はウザイ」

1.0 要旨

1.1 「倫理はウザイ」の意味

1.2 「倫理はウザイ」の理論構築へ

## 1.0 要旨

「倫理はウザイ」は、「倫理を説かれるのはウザイ」「倫理を説く者はウザイ」である。

倫理を説く者は、倫理を一律に敷こうとする者である。

倫理がまだ説かれていない者がいたら、自分のところに呼び出して、あるいはその者のところに向いて、倫理を説く。

「倫理はウザイ」は、「かまってくれるな」である。

「かまってくれるな」は、「おまえはナンボのものだ」である。

「倫理はウザイ」は、「おまえはナンボのものだ」である。

「倫理はウザイ」は、「倫理」の本質を直感したものである。

実際、「倫理はウザイ」は「倫理」の含意である。

倫理を説く者は、「倫理はウザイ」を言う者を、倫理の意義を知らない体(てい)であり、改心させるべき者であるとする。

自分がそのように扱われないためには、「倫理はウザイ」を言っているだけではだめである。

「倫理はウザイ」の理論構築へ進まねばならない。

## 1.1 「倫理はウザイ」の意味

### 1.1.1 「かまってくれるな」

### 1.1.2 「おまえはナンボのものだ」

「倫理はウザイ」は、「倫理を説かれるのはウザイ」「倫理を説く者はウザイ」である。

倫理を説く者は、倫理を一律に敷こうとする者である。

倫理がまだ説かれていない者がいたら、自分のところに呼び出して、あるいはその者のところに向いて、倫理を説く。

「倫理はウザイ」は、「かまってくれるな」である。

「かまってくれるな」は、「おまえはナンボのものだ」である。

「倫理はウザイ」は、「おまえはナンボのものだ」である。



### 1.1.1 「かまってくれるな」

「倫理・人権」科目の受講生からの「倫理はウザイ」は、「倫理を説かれるのはウザイ」である。

さらに転じて、「倫理を説く者はウザイ」である。

倫理を説く者は、山奥や大学やそして受講生個人の中へと、あらゆる場所・状況に介入して、倫理を一律に敷こうとする者になる。

この者に対しては、「かまってくれるな」とリアクションすることになる。

「倫理はウザイ」は、「かまってくれるな」である。

### 1.1.2 「おまえはナンボのものだ」

「倫理はウザイ」は、「倫理を説く者はウザイ」である。

倫理を説く者は、山奥や大学やそして受講生個人の中へと、あらゆる場所・状況に介入して、倫理を一律に敷こうとする者だからである。

「倫理はウザイ」は、「かまってくれるな」である。

「かまってくれるな」は、消極的な「かまってくれるな」ではない。

「おまえはナンボのものだ」である。

「倫理はウザイ」は、「おまえはナンボのものだ」である。

「わざわざなるかな、偽善なる学者、パリサイ人よ、汝らは一人の改宗者を得んために海陸を経めぐり、既にこれを得れば、これを己に倍したるゲヘナの子となすなり。」

## 1.2 「倫理はウザイ」の理論構築へ

### 1.2.0 要旨

### 1.2.1 「倫理はウザイ」は、「倫理」の本質直感

### 1.2.2 「倫理はウザイ」の理論構築へ

「倫理はウザイ」は、「倫理」の本質を直感したものである。  
 実際、「倫理はウザイ」は「倫理」の含意である。

倫理を説く者は、「倫理はウザイ」を言う者を、倫理の意義を知らない体(てい)であり、改心させるべき者であるとする。

自分がそのように扱われないためには、「倫理はウザイ」を言っているだけではだめである。

「倫理はウザイ」の理論構築へ進まねばならない。

### 1.2.1 「倫理はウザイ」は、「倫理」の本質直感

倫理を説く者は、「倫理はウザイ」を、倫理の意義を知らない体(てい)であるとする：

《「倫理はウザイ」などと言うのは、倫理の意義を知らないからだ。

倫理の意義を知れば、「倫理はウザイ」などとは言えなくなる。》

そして、「倫理はウザイ」を改心させねばならないと思う。

「倫理はウザイ」は、倫理を説く者が思うようなものではない。

《倫理の意義を知れば「倫理はウザイ」などとは言えなくなる》というものではない。

改心させねばならないというものではない。

「倫理はウザイ」は、「倫理」の本質を直感したものである。

「倫理」は、「倫理はウザイ」となるものなのである。

「倫理はウザイ」は、「倫理」の含意である。

## 1.2.2 「倫理はウザイ」の理論構築へ

倫理を説く者は、「倫理はウザイ」を言う者を、倫理の意義を知らない体(てい)であり、改心させるべき者であるとする。

事实は、「倫理はウザイ」は、「倫理」の本質を直感したものである。

「倫理」は、「倫理はウザイ」となるものである。

「倫理はウザイ」は、「倫理」の含意である。

これは、「倫理はウザイ」は自身を理論化できるということである。

特に、倫理を説く者から「改心させるべき者」として扱われたいときは、「倫理はウザイ」の理論構築を、倫理を説く者を退ける方法にすることができる。

## 2 倫理を説く者

### 2.0 要旨

2.1 倫理を説く者は、自家撞着を思わない

2.2 倫理を説く者は、一面的思考を行う

## 2.0 要旨

倫理を説く者は、倫理を一般命題で述べる。

一般命題は、多様な特個にあてていくとき、自家撞着する。

これは、倫理を説く者は自分の世界を一般にしている、ということである。

その世界を拡げれば、倫理はたちまち自家撞着する。

翻って、倫理を説く者は、「自家撞着を思わない」を体質にしている者である。

自家撞着に対し、これを思考停止して済ませることのできる者である。

そういうカラダ(癖)をつくってきている。

「倫理」の授業者は、授業において自分の一面的思考癖を現す。

この一面的思考癖に、「専門は狭量」が重畳する。

授業者は、専門をやっている自分の型を、授業にそのまま出す。

これは、自分を「狭量の者」として示す格好になる。

## 2.1 倫理を説く者は、自家撞着を思わない

### 2.1.1 倫理は、自家撞着する

### 2.1.2 倫理を説く者は、自家撞着を思わない

倫理を説く者は、倫理を一般命題で述べる。

一般命題は、多様な特個にあてていくとき、自家撞着する。

これは、倫理を説く者は自分の世界を一般にしている、ということである。

その世界を拡げれば、倫理はたちまち自家撞着する。

翻って、倫理を説く者は、「自家撞着を思わない」を体質にしている者である。

自家撞着に対し、これを思考停止して済ませることのできる者である。

そういうカラダ(癖)をつくってきている。

### 2.1.1 倫理は、自家撞着する

倫理を説く者は、倫理を一般命題で述べる。  
一般命題は、多様な特個にあてていくとき、自家撞着する。

#### 例 「生命倫理」

「倫理・人権」科目の中に、「生命倫理」の授業がある。

「生命倫理」の主題は、「生命」が人とペットのことなら、まだなんとか保てる。

これに、家畜を加えると、食肉用家畜でなくとも、一挙に苦しくなる。  
食肉用家畜を加えると、完全な自家撞着になる。

しかし、「生命倫理」を説く授業者は、ここで負けるわけにはいかない。  
<権威>を立て、そのことばを戦わせるふうにして、「生命倫理」の概念を保とうとする。

ここで、「生命」を動物一般にまで広げるとどうなるか？

「生命倫理」の自家撞着は、もはや手当のしようがない。

しかし、「生命倫理」を説く授業者は、ここで思考停止して済ませるカラダ(癖)をつくってきている。

こうして、「生命倫理」の授業が成立することになる。

### 2.1.2 倫理を説く者は、自家撞着を思わない

倫理を説く者は、自分の世界を一般にしている。  
その世界を広げれば、倫理はたちまち自家撞着する。

翻って、倫理を説く者は、「自家撞着を思わない」を体質にしている者である。

自家撞着に対し、これを思考停止して済ませることのできる者である。  
そういうカラダ(癖)をつくってきている。

「自分の世界にとどまる」は、「地域性・時代性」の問題でもある。即ち、「世界を広げる」は、地域・時代の知識水準に制約される。後世からこれを見れば、「ひどく狭い領域に閉じ籠もりつつ一般命題を立てる」の体(てい)となる。

しかし、地域的・時代的な「自分の世界にとどまる」のその中で、さらに「個人の資質」としての「自分の世界にとどまる」がある。

「倫理を説く者のカラダ(癖)」は、この位相で考察することになるものである。

## 2.2 倫理を説く者は、一面的思考を行う

### 2.2.1 一面的思考癖

### 2.2.2 一面的思考癖に「専門は狭量」が重畳

「倫理」の授業者は、授業において自分の一面的思考癖を現す。

この一面的思考癖に、「専門は狭量」が重畳する。

授業者は、専門をやっている自分の型を、授業にそのまま出す。

これは、自分を「狭量の者」として示す格好になる。

### 2.2.1 一面的思考癖

「倫理」の授業者は、授業において自分の一面的思考癖を現すことになる。

一面的思考癖は、もとをただせば「狭量」ということになる。

「狭量」の含蓄として、「一面的」「一方的」「＜問題領域の広さ＞に思考停止」が連なる。

即ち、「狭量」の思考は、「一面的」になる。

それを説けば、「一方的」になる。

一面的思考は、自家撞着する。

しかし、一面的思考は、この自己撞着がわからない。

「一面的」「一方的」「自己撞着がわからないで済んでいる」を許しているものは、＜問題領域の広さ＞に対する思考停止である。

実際、「狭量」とは、＜問題領域の広さ＞に対する思考停止の体(てい)である。

## 2.2.2 一面的思考癖に「専門は狭量」が重畳

倫理を説く者の一面的思考癖は、これにさらに「専門の狭量」が重畳する。

専門は狭量である。

授業者は、専門をやっている自分の型を、授業にそのまま出す。

これは、自分を「狭量の者」として示す格好になる。

即ち、授業者は、事象の小さく切り取った部分から一般命題を立てる。

小さく切り取った部分から一般命題を立てるのは、「専門の狭量」の一内容である。

授業者自身は、小さく切り取っているとは思っていない。

小さく切り取ったものを全体だと思っている。

また、授業者は、特定人物を<権威>に立て、そのことばを一般命題にする。

<権威>を用いて一般命題を立てるのは、「専門の狭量」の一内容である。

授業者自身は、<権威>を用いて一般命題を立てるのを、あたりまえのことにしてている。

実際、これを自分の癖にしてきたわけである。

「一般」は、領域を広げれば「一般」でなくなる。

一般命題は、自家撞着する。

自家撞着を曝す一般命題は、授業者の一面的思考癖の表現になる。



### 3 倫理を説く者からの自由

#### 3.0 要旨

#### 3.1 倫理を説く者の言う「自由」

#### 3.2 「倫理はウザイ」の言う「自由」

#### 3.3 「倫理を説く者からの自由」の方法

### 3.0 要旨

倫理を説く者は、一旦「自由」を、倫理がない状態として立てる。  
立てられる「自由」は、「やりたい放題」である。

つぎに、この「自由」では人が生きていけないことを説く。  
そこで、倫理が必要だと説く。

即ち、「制約と折り合う」を「自由」の立つ瀬にし、この「制約」が倫理だとする。

倫理を説く者は、倫理を万人に一律に課す者になる。

「倫理はウザイ」は、「倫理を説く者（一律を課す者）はウザイ」である。  
「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「倫理を説く者（一律を課す者）から離れていられる」である。

倫理を説く者（一律を課す者）は、規則を説く者である。  
「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「規則から離れていられる」である。

規則は、統制のためである。——統制の方法は、規則である。  
「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「統制から離れていられる」である。

「倫理」は、倫理を説く者を介すると、「一律」に化ける。  
「倫理はウザイ」は、倫理を退けるのではなく、一律を退ける。

倫理を説く者の倫理には、人間が存在していない。——倫理を説く者の「人間」は、概念である。

人の現前は、＜生き物＞の発現であり、したがって多様性の発現である。  
人の現前は、確率事象である。

「確率的」は、存在の前提であり、認め、折り合うのみである。「解決」みたいなことを考えるものではない。

この立場に立つのが、文学である。

「自由を立てる・持つ・保つ」は、力である。

「力」は、特に、「理知（インテリジェンス）」である。

理知を得る方法は、「修行」である。

こうして、「自由」は修行の賜である。

## 3.1 倫理を説く者の言う「自由」

### 3.1.1 「やりたい放題」

### 3.1.2 「制約と折り合う」

倫理を説く者は、一旦「自由」を、倫理がない状態として立てる。

立てられる「自由」は、「やりたい放題」である。

つぎに、この「自由」では人が生きていけないことを説く。

そこで、倫理が必要だと説く。

即ち、「制約と折り合う」を「自由」の立つ瀬にし、この「制約」が倫理だとする。

### 3.1.1 「やりたい放題」

倫理を説く者は、一旦「自由」を、倫理がない状態として立てる。

そして、この「自由」では人が生きていけないことを説く。

そこで、倫理が必要だと説く。

このときの「自由」は、「やりたい放題」である。

倫理を説く者は、「強姦・殺人やりたい放題」に導く。

そして、「どうだ、倫理が必要だろう」をもって来る。

倫理を説く者は、＜権威＞を立て、その＜権威＞のことばを用いる。

定番は、ホブズ（「万人は万人に対して狼」）である。

そして、これにルソー（「自然に帰れ」）を対置させてみることも、忘れない。

ホブズへのルソーの対置は、倫理を説く者の「公平」のポーズである。

しかし、「公平」にはなっていない。

実際、ここで立てている対立は、目くそ鼻くその対立である。

目くそ鼻くそは、「系」がわからない。

目くそ鼻くそは、「倫理が無かったら」を、「人の現前 - 引く - 倫理」の引き算で考える。

これは、「人間に目が無かったら」を、人から目玉を抜く引き算で考えるのと同じである。

「目」は、人間の発生・形態形成の系に組み込まれている。

目が無いことにするとき、人間そのものが無くなる。

同様に、倫理が無いことにするとき、人の現前そのものが無くなる。

あるいは、つぎの引き算を考えてみよ：

「台風に目が無かったら」

「引き算」をおかしいと思わずに済んでいるのは、「系」の考えがないからである。

「系」がわからない——これがこのときの「目くそ鼻くそ」の所以である。

倫理を説く者は、この「目くそ鼻くそ」を<権威>に立て、<権威>のことばを用いて聴く者を制圧しようとする者である。

聴かされる者は、この手法を「ウザイ」とする。

聴かされる者は、<この手法をよしとする者>が<倫理を説いてわたしを制圧しようとする者>であることを、「ウザイ」とする。

### 3.1.2 「制約と折り合う」

倫理を説く者は、《制約が無ければ「万人は万人に対して狼」》を説く。そして、つぎのように閉める。

1. 「制約と折り合う」が、「自由」の立つ瀬
2. 倫理は、この「制約」

このロジックにより、倫理を及ぼす対象は、「万人」である。

このとき、「万人」に倫理を及ぼす方法は？

「一律」である。

こうして、倫理を説く者は、倫理を万人に一律に課す者になる。

特に、倫理を説く者にとって、「倫理」必修科目は当然のものになる。

## 3.2 「倫理はウザイ」の言う「自由」

### 3.2.1 「倫理を説く者から離れていられる」

### 3.2.2 「規則から離れていられる」

### 3.2.3 「統制から離れていられる」

倫理を説く者は、倫理を万人に一律に課す者になる。

「倫理はウザイ」は、「倫理を説く者（一律を課す者）はウザイ」である。

「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「倫理を説く者（一律を課す者）から離れていられる」である。

倫理を説く者（一律を課す者）は、規則を説く者である。

「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「規則から離れていられる」である。

規則は、統制のためである。——統制の方法は、規則である。「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「統制から離れていられる」である。

### 3.2.1 「倫理を説く者から離れていられる」

倫理を説く者は、倫理を万人に一律に課す者になる。

「倫理はウザイ」は、「倫理を説く者（一律を課す者）はウザイ」である。「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「倫理を説く者（一律を課す者）から離れていられる」である。

理屈は単純である：

「<正しい行い>を定めるのは、その者の勝手。

それをわたしに強いてくるのは、ウザイ。

強制してくるのでなければ、その者はウザクも何ともない。」

これは勝手な理屈かという、そうではない。

倫理を説く者は、「正しい行い」を立てる。

「倫理はウザイ」は、「甲斐性」「智恵」を立てる。

倫理を説く者は、「正しい行い」を「万人・一律」で考える。

「倫理はウザイ」は、「ケース・バイ・ケース」で考える。

この違いは、何に由来するのか？

「倫理はウザイ」は、「生活者」である。

倫理を説く者は、「管理者」あるいは「学者」である。

### 3.2.2 「規則から離れていられる」

「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「倫理を説く者（一律を課す者）から離れていられる」である。

倫理を説く者（一律を課す者）は、規則を説く者である。

このとき、「倫理はウザイ」を言う者は、「自由」を「規則から離れていられる」にする者である。

「倫理はウザイ」を言う者にとって、「倫理を説く者（一律を課す者）から離れていられる」の意味は、「規則から離れていられる」である。

こうして、「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「規則から離れていられる」である。

### 3.2.3 「統制から離れていられる」

「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「倫理を説く者（一律を課す者）から離れていられる」であり、そしてこれの実質は、「規則から離れていられる」である。

規則は、統制のためである。——統制の方法は、規則である。

そして、「倫理はウザイ」を言う者は、「自由」を「統制から離れていられる」にする者である。

「倫理はウザイ」を言う者にとって、「規則から離れていられる」の意味は「統制から離れていられる」である。

こうして、「倫理はウザイ」の言う「自由」は、「統制から離れていられる」である。

### 3.3 「倫理を説く者からの自由」の方法

#### 3.3.1 「一律」を受容しない

#### 3.3.2 「文学」

#### 3.3.3 「理知 (インテリジェンス)」

「倫理」は、倫理を説く者を介すると、「一律」に化ける。  
「倫理はウザイ」は、倫理を退けるのではなく、一律を退ける。

倫理を説く者の倫理には、人間が存在していない。——倫理を説く者の「人間」は、概念である。  
人の現前は、〈生き物〉の発現であり、したがって多様性の発現である。人の現前は、確率事象である。  
「確率的」は、存在の前提であり、認め、折り合うのみである。  
「解決」みたいなことを考えるものではない。  
この立場に立つのが、文学である。

「自由を立てる・持つ・保つ」は、力である。  
「力」は、特に、「理知 (インテリジェンス)」である。  
理知を得る方法は、「修行」である。  
こうして、「自由」は修行の賜である。

#### 3.3.1 「一律」を受容しない

「倫理」は、倫理を説く者を介すると、「一律」に化ける。  
「倫理はウザイ」は、倫理を退けるのではなく、一律を退ける。

「わざわざいなるかな、偽善なる学者、パリサイ人よ、汝らは一人の改宗者を得んために海陸を経めぐり、既にこれを得れば、これを己に倍したるゲヘナの子となすなり。」

### 3.3.2 「文学」

倫理を説く者の倫理には、人間が存在していない。

倫理を説く者がいう「人間」は、人間ではない。

現前の人間が、人間である。

倫理を説く者の「人間」は、概念である。

倫理の「人間」は、どのように人間になっていないのか？

「人さまざま」が捨象される。

「ケース・バイ・ケース」が捨象される。

人間は細胞の系である。

＜生きる＞は、この系のダイナミクスである。

ダイナミクスのもとには、DNA 構造とコード翻訳表である。そしてこれが、生き物すべてに共通である。——人間も原生生物も同じである。

人間の存在の根本は、＜生き物＞である。

＜生き物＞は、多様性を現す。

多様性発現のダイナミクスは、共時的と通時的の両面で考えることができる。

共時的ダイナミクスは、生殖が多様性の重畳になることである。

通時的ダイナミクスは、系統の内包である。——＜生き物＞は、系統を内包する。

そして、「系統を内包」は、「多様性を内包」である。

人の現前は、＜生き物＞の発現であり、したがって多様性の発現である。

こうして、人の現前は、確率事象である。

これが、「人さまざま」「ケース・バイ・ケース」の意味である。

「確率的」は、存在の前提である。

「確率的」は、認め、折り合うのみである。

「解決」みたいなことを考えるものではない。

この立場に立つのが、文学である。

「確率的」を理に寄せようとするのが、文学である。

「確率的」を理に寄せようとすると、文学のようになる。

これに対し倫理の方は、「解決」の考え方をする。

「解決」の発想は、「一律」「管理」である。

「人さまざま」「ケース・バイ・ケース」を無くす、である。

これは、存在の前提の否定であるから、自家撞着になる。

実際、倫理を説く者は、自家撞着の論をつくる。

しかし、自分では自家撞着とっていない。



### 3.3.3 「理知 (インテリジェンス)」

「自由を立てる・持つ・保つ」は、力である。

自由は、力が無ければ、立てる・持つ・保つとはならない。

「力」は、特に、「理知 (インテリジェンス)」である。

倫理を説く者は、知を用いてくる。

倫理を説く者を退けることは、倫理を説く者が用いる知を退けることである。

知を退けるものは、理である。

倫理を説く者に対し楯にするものは、理である。

「倫理はウザイ」は、直感である。

直感は、理ではない。

理を現すのは、理知である。

理知は、知ではない。

知の堆積と風化の造形である。

これを得る方法は、「勉強」ではない。

「修行」である。

こうして、「自由」は、修行の賜である。

——翻って、倫理を説く者に生兵法で対するのは、大怪我のもと。

## 4 人権を説く者

### 4.0 要旨

4.1 「人権を説く」は、「倫理を説く」とは違う

4.2 人権を説く者は、「反差別」を説く

4.3 人権を説く者は、＜慣行＞を裁く

4.4 人権を説く者は、「人権」を知らない

## 4.0 要旨

「倫理・人権」科目の「倫理・人権」の表題は、ミスリーディングである。組織・社会があれば、倫理がある。「倫理」は、「組織・社会」の含意である。これに対し、「倫理」に「・人権」をつないで「倫理・人権」をつくるのは、独特の考え方であり、実際、イデオロギーである。

「人権」の考えは、「虐げられる者がいるのは、虐げられる者を人と見ない虐げる者がいるからだ」を立てる。そして、虐げられる者を人にするために、「人権」を立てる。

しかし、「人権」を立てても、「虐げられる者」は依然としてある。そこで、「人権」の考えは、「虐げられる者がいるのは、虐げる者が改心しないから；改心しないのは、虐げる者がもともと悪者だから」を立てる。

そして、「退治」の考えに進む。

「退治」の考えは、「ガン細胞退治」の考えになる。

そこで、「無慈悲な鉄槌」の是認になる。

人権を説く者は、「世直し」を想う者である。

その「世直し」は、どんな社会の実現か？

人権を説く者は、「差別される者」を立て、差別のない社会を想う。

そして、「差別がない」を、「平等」にする。

人権を説く者は、「みなが平等な社会」を想う。

どうなることが「平等」？

人権を説く者は、「共同」を「平等」の形と定める。

「共同」は、成り立たない。

このことを以て、「共同」は自家撞着である。

「世直し」のための「悪者退治」の実態は？

人権を説く者は、＜慣行＞を裁く。

「これまでこれでやってきている」「どこでもふつうにやっていること」は、時代の変化で「人権犯罪」になる。

例えば、コスト感覚の変化に対応しない/できないことは、「人権犯罪」になる。

構造的に、若い者は人権犯罪者にはならない。

人権犯罪者になるのは、「これまでこれでやってきている」「どこでもふつうにやっていること」を自分の理にしている年のいった者である。

その者は、「えっ、うそー」といった感じで、犯罪者になってしまう。

人権を説く者は、なぜ変な方向に進んでしまうのか？

「人権」は、方便である。

人権を説く者は、このことを知らない。

「人権」を真に受ける。

ひとが方便を使えば、必ず極端に向かう。

モンスター・クレマーが現れる。

クレイマーはクレイマーを呼び、社会はクレイマー社会になる。  
 「クレイマーを満足させる」は、コストとのいたちごっとなる。  
 社会は、これですっかり疲れてしまう。  
 一方、クレイマー社会こそが、人権を説く者の生業が立つ社会である。  
 人権を説く者は、自家撞着する。

人権を説く者は、「人権」無視を続けるシステム、「虐げられる者」を相も変わらず生み出すシステムとして「権力」を措定し、この権力の打倒をソリューションに定める。

このとき、「権力の打倒は権力を以て！」を立てる。  
 そこで、「権力奪取」が実践行動になる。

穏やかな「権力奪取」は、国・自治体の議会で自派 / 自党が多数を占めるようにすること、長に自派 / 自党の者を就けることであり、「選挙活動」が実践行動である。

過激な「権力奪取」は、「革命」である。即ち、「虐げられた者」が「虐げる者」と血戦をして、勝利することである。

「権力奪取」は、その過程において、そしてこれがなった後も、人権派内部の「権力闘争」に姿を変えていく。

その敵対関係は、「虐げる者」に対する敵対関係よりはるかに熾烈で、陰湿なものになる。

## 4.1 「人権を説く」は、「倫理を説く」とは違う

4.1.1 「倫理・人権」の表題は、ミスリーディング

4.1.2 「虐げられる者」を立て「虐げる者」退治を説く

4.1.3 「無慈悲な鉄槌」の是認

「倫理・人権」科目の「倫理・人権」の表題は、ミスリーディングである。組織・社会があれば、倫理がある。「倫理」は、「組織・社会」の含意である。「倫理」に「人権」をつないで「倫理・人権」をつくるのは、独特の考え方であり、実際、イデオロギーである。

「人権」の考えは、「虐げられる者がいるのは、虐げられる者を人と見ない虐げる者がいるからだ」を立てる。そして、虐げられる者を人にするために、「人権」を立てる。しかし、「人権」を立てても、「虐げられる者」は依然としてある。そこで、「人権」の考えは、「虐げられる者がいるのは、虐げる者が改心しないから；改心しないのは、虐げる者もともと悪者だから」を立てる。そして、「退治」の考えに進む。

「退治」の考えは、「ガン細胞退治」の考えになる。そこで、「無慈悲な鉄槌」の是認になる。

### 4.1.1 「倫理・人権」の表題は、ミスリーディング

「倫理・人権」科目の「倫理・人権」の表題は、ミスリーディングである。

倫理は、組織・社会の要素である。

「倫理」は、「組織・社会」の含意である。

実際、その組織・社会の行動様式が、その組織・社会の「倫理」である。

奴隷制社会も、粛正社会も、倫理的である。

奴隷制社会において、奴隷制に逆らうような行動をすることは、反倫理である。

粛正社会において、粛正に逆らうような行動をすることは、反倫理である。

「倫理」と「人権」を中点「・」でつないで「倫理・人権」にするのは、独特の考え方である。

実際、イデオロギーである。

### 4.1.2 「虐げられる者」を立て「虐げる者」退治を説く

「人権」の考えは、つぎのものである：

「虐げられる者」がいる。

いまの社会は、虐げられる者がいない社会に変わらねばならない。

「虐げられる者」に対し、「虐げる者」がいる。

「虐げる者」は、なぜ虐げるのか？

「虐げられる者」を「人」と見ていないからだ。

「人」と認めるとき、「虐げる」は起こらない。

そこで、「虐げられる者」を「人」にするために、「人権」を立てる。

すべての者は、「人権」を有するという事以て、「人」となる。

社会は、虐げられる者がいない社会に変わる。

しかし、「人権」を立てても、「虐げられる者」は依然としてある。

そこで、「人権」の考えは、つぎの考えに進む：

「虐げられる者」が依然としてあるのは、「虐げる者」が改心しないからだ。

改心しないのは、「虐げる者」はもともと「悪者」だからだ。

「悪者」は、退治するのみである。

### 4.1.3 「無慈悲な鉄槌」の是認

「人権」を立てる者は、「虐げられる者」の状況が変わらないことを見る。  
 「虐げる者」が改心しないことを見る。  
 「虐げる者」が根っこから「悪者」であることを見る。  
 こうして、「人権」を立てる者は、「悪者退治」を想う者になる。

人の歴史には、「悪者」を立て「悪者退治」を立てる思想が、絶えず現れる。  
 「悪者退治」は、つぎのようになる：

「悪者」は、社会をカラダと見立てればガン細胞みたいなものである。

「ガン細胞」だから、「無慈悲な鉄槌」で殺してしまうべきものである。

「ガン細胞」に対しては、ひとは「無慈悲な鉄槌」ができるようになる。  
 「ナチスのユダヤ人虐殺」「スターリン粛清」「國體思想」等々は、みな「ガン細胞撲滅」の倫理意識に立っている。

「人権」を立てる者は、「虐げられる者」を立て、これを「人」にする。  
 翻って、「虐げる者」を立て、これを「ガン細胞」にして、「無慈悲な鉄槌」を想う。

「無慈悲な鉄槌」を実際に行うとき、それが「革命」である。

実際には、「虐げる者」はいない。

「虐げる者」にされた者がいる。

その者は、「悪者」になり、「ガン細胞」になり、「無慈悲な鉄槌」を受けるのが相当と想われる者になる。

このことから、われわれは何を思うべきか？

「人権」を説く者を「善人」「正義の人」のように思うのは、オメデタイということである。

「人権」を説く者は、実際、危うい者である。

<危うい>の構造は、「一面的」である。

一面的捉えに自足しているから、この「一面的」は「独善」である。

「独善」は、自分のようでない者を「悪」にする。

そして、「退治」「無慈悲な鉄槌」を想う。

### 4.2.1 「差別される者」を立て、「平等」を説く

人権を説く者は、「差別される者」を立て、差別のない社会を想う。  
そして、「差別がない」を、「平等」にする。  
人権を説く者は、「みなが平等な社会」を想う。

例．「女性差別」を立て、「男女平等の社会」を想う。

## 4.2 人権を説く者は、「反差別」を説く

### 4.2.1 「差別される者」を立て、「平等」を説く

### 4.2.2 「共同」を、「平等」の形と定める

### 4.2.3 「共同」は、自家撞着する

人権を説く者は、「差別される者」を立て、差別のない社会を想う。

そして、「差別がない」を、「平等」にする。

人権を説く者は、「みなが平等な社会」を想う。

どうなることが「平等」？

人権を説く者は、「共同」を「平等」の形と定める。

「共同」は、成り立たない。

このことを以て、「共同」は自家撞着である。

### 4.2.2 「共同」を、「平等」の形と定める

人権を説く者は、「みなが平等な社会」を想う。

「みなが平等な社会」を想うことは、「平等」の形を想うことである。

人権を説く者は、「共同」を「平等」の形と定める。

例．「女性差別」を立て、「男女平等の社会」を想う。

そして、「男女共同参画」を、「男女平等」の形と定める。

### 4.2.3 「共同」は、自家撞着する

「共同」を成り立たせることは、社会の現システムを根底からひっくり返すことである。

これがどのようにひっくり返すことであり、どのような顛末になるものかは、いろいろな歴史的事件に見ていくことができる。

また、社会的生物の「社会的」はどうかと見れば、それは「差別的」である。「社会的」は、「差別的」で落ち着くということである。

「共同」を成り立たせることは、この自然を根底からひっくり返すことである。

「共同」は、成り立たない。

このことを以て、「共同」は自家撞着である。

「共同」の考えはどのように出てくるのか？

局所思考をしているからである。

「共同」の考えは、思考領域を少し広げれば、たちまち自家撞着を現す。

「共同」を説く者は、局所思考から出ない。

＜自家撞着に都合よく思考停止して済ませるカラダ（癖）＞をつくってきている、ということである。

「人権」の授業は、局所思考による自家撞着の論を聴かされるものになっている。

「倫理・人権」科目に対し受講生が感じる「ウザイ」には、「倫理」の



授業と「人権」の授業のそれぞれにあって、その内容は自ずと異なる。そして、《「差別」「共同」の自家撞着の論を聴かされる》が、「人権」の授業の場合の「ウザイ」である。

「自家撞着」の例：

#### 1. 「性差別」

「性差別」は、たちどころに自家撞着する。

世の中には「〇性専用」のものがいろいろあるが、これに対し「性差別！」のクレームが現れるとき、「性差別」は自家撞着する。

「雇用の性差別」は、「業種」や「企業の経営状態」を個別に考えるやいなや、自家撞着する。

「女性差別」は、「専業主婦」や「出産・育児」を主題にするやいなや、自家撞着する。

#### 2. ご都合主義

「差別」を、他人がやる分には攻撃するが、自分がやる分には許す。

「反差別」の行動を、他人がやっていない分には攻撃するが、自分がやっていない分には許す。

これが、「自家撞着」のもっとも明らかな形である。

### 4.3 人権を説く者は、〈慣行〉を裁く

#### 4.3.1 時代の変化が「悪者」をつくる

#### 4.3.2 コスト感覚の変化が「悪者」をつくる

「これまでこれでやってきている」「どこでもふつうにやっていること」は、時代の変化で「人権犯罪」になる。例えば、コスト感覚の変化に対応しない/できないことは、「人権犯罪」になる。

構造的に、若い者は人権犯罪者にはならない。人権犯罪者になるのは、「これまでこれでやってきている」「どこでもふつうにやっていること」を自分の理にしている年のいった者である。

その者は、「えっ、うそー」といった感じで、犯罪者になってしまう。

### 4.3.1 時代の変化が「悪者」をつくる

公立福岡女子大に入学願書を受理されなかった男性が「違憲」と提訴へ、  
が報道されている。

入学願書が受理されなかったことを、「差別」としたわけである  
大学側は、女子大でやってきたことの歴史を、自分の理として立てる。

「これまでこれでやってきた」は、時代の変化で「差別」になる。  
セクハラやアカハラによる懲戒免職を身近な同僚で見てきたが、この  
ケースである。

一般に、「これまでこれでやってきた」は、時代の変化で「犯罪」になる。  
研究費プールのあの手この手は、昔は「智慧」であったが、今は「犯罪」  
である。

「年度末経費消化」は、昔は「智慧」であったが、今はれっきとした「犯  
罪」である。

構造的に、若い者は「差別する者」にはならない。

「差別する者」になるのは、「これまでこれでやってきた」を自分の理に  
している年のいった者である。

その者は、「えっ、うそー」といった感じで「差別する者」になってし  
まうのである。

### 4.3.2 コスト感覚の変化が「悪者」をつくる

公立福岡女子大に入学願書を受理されなかった男性が「違憲」と提訴へ、  
が報道されている。

入学願書が受理されなかったことを、「差別」としたわけである  
大学側は、女子大でやってきたことの歴史を、自分の理として立てる。

店のコーヒーでやけどした者が、その店を訴える。  
道路の穴につまづいて怪我した者が、道路が市道であったので、市を訴  
える。

この3事例は、訴えられた方は、「えっ、うそー」になる場合である。

実際、この種のケースでは、一方で、訴えない者がいる。

訴える者と訴えない者の違いは、何か？

「権利」意識ではない。

「コスト」感覚である。

自分の都合・感情と、自分の主張が全体の理に成ったときの社会的コス  
トを、秤にかける。

自分の都合・感情を重いとする者が、訴える者である。

社会的コストの方を重いとする者が、訴えない者である。

註：「女子大」の場合の社会的コストは、今後は「女子大」をやれ  
なくなるということである。

「コーヒー」の場合の社会的コストは、今後は社会が「免責」の

文言で溢れかえるということである。

「道路」の場合の社会的コストは、今後は市はすべての穴をふさぐ工事を強いられるということ、あるいはすべての穴を登録して「これらの穴に注意」の「免責」文書で切り抜ける策に出る（例えばニューヨーク市はこれをやっている）ということである。

さて、世の中のダイナミズムは、「権利」が「コスト」に勝つようになっている。

世の中はこれらの訴えを標準にしていく。

「法」を立てれば、こうなる。

そしてこれは、コスト感覚の変化に対応しない / できない者は、特に「差別する者」になるということである。

## 4.4 人権を説く者は、「人権」を知らない

### 4.4.1 「人権」は方便

### 4.4.2 「人権」社会は、クレーマー社会に

### 4.4.2 「人権」を真に受ける者は、権力志向になる

「人権」は、方便である。人権を説く者は、これを知らず、「人権」を真に受けてしまう。

ひとが方便を使えば、必ず極端に向かう。モンスター・クレーマーが現れる。クレーマーはクレーマーを呼び、社会はクレーマー社会になる。「クレーマーを満足させる」は、コストとのいたちごっこになる。社会は、これですっかり疲れてしまう。一方、クレーマー社会こそが、人権を説く者の生業が立つ社会である。人権を説く者は、自家撞着する。

人権を説く者は、「虐げられる者」を相も変わらず生み出すシステムとして「権力」を措定し、この権力の打倒をソリューションに定める。実践論は、「権力奪取」である。

穏やかな「権力奪取」は、国・自治体の議会で自派 / 自党が多数を占めるようにすること、長に自派 / 自党の者を就けることであり、「選挙活動」が実践行動である。過激な「権力奪取」は、「虐げられた者」が「虐げられる者」と血戦をして勝利する「革命」である。

「権力奪取」は、その過程において、そしてこれがなった後も、人権派内部の「権力闘争」に姿を変えていく。その敵対関係は、「虐げる者」に対する敵対関係よりはるかに熾烈で、陰湿なものになる。

#### 4.4.1 「人権」は方便

「人権」が立てられるのは、つぎのようにしてである：

《「虐げられる者」を見て、「虐げる」をなくそうとして、  
「人権」を立てる》

「人権」の意味は、「虐げられる者はあってはならない」である。

「人権」は、方便である。  
方便で使うものである。

ひとが亡くなったときに、「あの世で」云々のことばが出てくる。

このことばは、その場において不可侵である。

一方、そのような状況から離れ、理論の趣で「あの世で」云々と言ったら、たちまち「あの世なんてものは無い」の反撃を食う。

「人権」も、これと同じである。

ある種の場においてこのことばは、不可侵である。

一方、そのような状況から離れ、理論の趣で「人権」を言えば、「そんなものは無い」になる。

人の歴史には、つねに「虐げられる者」がいる。

「虐げられる者はあってはならない」のイデオロギーでつくられた体制は、改めて「虐げられる者」をつくる。——体制が人工的である分、よけい酷い「虐げられる者」をつくる。

「虐げる」の生物学的概念は、「寄生」である。

生き物は、ラクな生き方を択るようになっている。

寄生が可能なときは、寄生を択る。

特に、力の優位な個 / 群れは、劣位の個 / 群れに寄生する。

「奴隷」は、人間の発明ではない。

さらに、社会的生き物では、員の間での寄生（「社会寄生」）がある。

専ら働く者とこれに寄生する者の分化ができあがる。

派閥が現れてその間に力の優劣の差ができると、派閥間の寄生関係ができあがる。

「階層」は、人間の発明ではない。

#### 4.4.2 「人権」社会は、クレイマー社会に

「人権」は、方便である。  
ひとは、方便を使えない。  
使えば、必ず極端に向かう。

モンスター・クレイマーが現れる。  
人権を説く者は、これを支持する。

クレイマーは、クレイマーを呼ぶ。  
そして、人権を説く者は、これらを逐一支持する。  
人権を説く者の生業が、まさにこれだからである。

こうして、社会は、クレイマー社会になる。  
「人権」社会の実現は、クレイマー社会である。

社会は、平衡している系である。  
これまでの社会は、クレイマーを満足させる系に変化して、それで平衡しなければならない。  
「クレイマーを満足させる」は、体裁をつけて「コンプライアンス」と表現される。  
社会は、「コンプライアンス社会」で平衡しなければならない。

「クレイマーを満足させる」は、系を一段階エネルギーの高い状態にもっていくことである。  
ここで、「エネルギーが高い」は物理学の表現であり、日常的表現に言

い直せば「コストがかかる」である。

註：「コスト」の意味は、「手間（労働量）・時間・資源・経費」である。

「クレイマーを満足させる」（「コンプライアンス」）は、コストとのい  
たちごっとなる。  
社会は、これですっかり疲れてしまう。

一方、クレイマー社会こそが、人権を説く者の生業が立つ社会である。  
人権を説く者は、自家撞着する。

### 4.4.3 「人権」を真に受ける者は、権力志向になる

「人権」は、方便である。

方便で使うものである。

一方、方便を使えるのは<お釈迦様>、と相場は決まっている。

<下衆>が方便を使えば、ろくでもないことになる。

人権を説く者は、「人権」が方便であることを知らない者である。

「人権」を真に受ける者である。

そこで、変な方向に進んでしまう。

人権を説く者は、「人権」無視を続けるシステム、「虐げられる者」を相も変わらず生み出すシステムとして「権力」を措定し、この権力の打倒をソリューションに定める。

このとき、「権力の打倒は権力を以て！」を立てる。

そこで、「権力奪取」が実践行動になる。

穏やかな「権力奪取」は、国・自治体の議会で自派 / 自党が多数を占めるようにすること、長に自派 / 自党の者を就けることであり、「選挙活動」が実践行動である。

過激な「権力奪取」は、「革命」である。即ち、「虐げられた者」が「虐げる者」と血戦をして、勝利することである。

「権力奪取」は、その過程において、そしてこれがなった後も、人権派内部の「権力闘争」に姿を変えていく。

これは、「相手を殺らねば自分が殺られる」の構図になる。

敵対関係は、「虐げる者」に対する敵対関係よりはるかに熾烈で、陰湿なものになる。

「権力奪取」後は、「粛清」が定番である。

## 5 大学の都合

### 5.0 要旨

5.1 学生の起こした事件は大学が責任を問われる

5.2 個を懲罰できないので、一律規制・全員指導

5.3 「倫理・人権」科目は、全大学一律

## 5.0 要旨

いま社会 / 時代は、学生の事件（素行問題を含む）は大学責任になる。実際、いまの社会 / 時代は、個人の事件が、その者が所属する組織・機関の責任になる社会 / 時代である。

そして、いまの社会 / 時代は、組織・機関が員の懲罰ができない・憚られる社会 / 時代である。

懲罰に対しては、個が「人権」を楯にして争うのがスタイルになっている。この争いは、懲罰した側にとって、コスト的に不利なプロセスになる。実際、法廷の争いになれば、人権侵害があったとなり、敗けることになる。

こうして、学生の事件は、大学にとって、ひどく面倒な問題になる。事件の処理は、ひどく面倒なプロセスになる。大学は、自ずと、学生事件を防ぐ方法、懲罰を避ける方法を考えることになる。

学生事件を防ぐ方法として大学が択るものの一つは、「一律規制」である。大学だと、問題が起こりそうな場所・時間・行動について、禁止事項を増やしていく。ただしこれは、大学を息苦しい場に自ら変えていくことである。

大学が択る方法のもう一つは、「学生をく事件を起こさない者」に導く指導」である。この指導は、だれそれに指導するというものにはならないから、全員指

導である。

「倫理・人権」科目は、このような流れから出てきたものである。学生をく事件を起こさない者」に導くために全員指導する——これを行うために特設される科目が、「倫理・人権」科目である。

ただし、「倫理・人権」科目には、つぎの2つの機能も見込まれている：

- ・「全体説教」  
事件はどうしても起こる。  
このとき、懲罰ではないが組織として十分な対応をしたという形をつくる。  
それは、懲罰を「指導」に代えるというものである。そしてこれと併せて、だれにも起こり得ることとして、全体説教する。
- ・「弁明」  
事件が起きたとき、責任の問われ方の一つに、「普段からどんな指導をしているのだ！」がある。  
「倫理・人権」必修科目を開設していることは、この場合の弁明になる。

「倫理・人権」科目の開設・運営は、今日の大学のデファクト制度である。各大学は、他大学との横並びに努める。そして、「横並び」の項目のうちに、「倫理・人権」科目の開設・運営がある。大学は、「倫理・人権」科目をしないわけにはいかない。



## 5.1 学生の起こした事件は大学が責任を問われる

### 5.2.1 学生の事件が大学責任になる社会 / 時代

いまの社会 / 時代は、個人の事件が、その者が所属する組織・機関の責任になる社会 / 時代である。

特に、学生の事件（素行問題を含む）は、大学の責任になる。

この風潮に、クレーマーが乗ってくる。

大学は、クレームに対し、これに丁寧に対応したという形を逐一つくることになる。

### 5.1.1 学生の事件が大学責任になる社会 / 時代

いまの社会 / 時代は、学生の事件（素行問題を含む）が大学責任になる社会 / 時代である。

「親の顔が見てみたい」は、すでに死語である。

いまは、「所属機関は責任をとれ」である。

この風潮に、クレーマーが乗ってくる。

「そんなのは、あなたが自分で注意したら済むことでしょ」と返すのが相当の内容でも、クレームに対してはこれに丁寧に対応したという形を、大学は逐一つくることになる。

## 5.2 個を懲罰できないので、一律規制・全員指導

### 5.2.1 個の懲罰ができない社会 / 時代

### 5.2.2 一律規制

### 5.2.3 全員指導

### 5.2.4 全体に説教

### 5.2.5 弁明

いまの社会 / 時代は、個の懲罰ができない・憚られる社会 / 時代である。懲罰に対しては、個が「人権」を楯にして争うのがスタイルになっているからである。この争いは、懲罰した側にとって、コスト的に不利なプロセスになる。そこで、大学は、自ずと、学生事件を防ぐ方法、懲罰を避ける方法を考えることになる。

その一つは、「一律規制」である。問題が起こりそうな場所・時間・行動について、禁止事項を増やしていく。ただしこれは、大学を息苦しい場に自ら変えていくことである。

大学が択る方法のもう一つは、「学生をく事件を起こさない者」に導く指導」である。この指導は、だれそれに指導するというものにはならないから、全員指導である。「倫理・人権」科目は、このような流れから出てきたものである。

しかし事件はどうしても起こる。「倫理・人権」科目には、その場合の、学生に対する「全体説教」と社会に対する「弁明」の機能も見込まれている。

## 5.2.1 個の懲罰ができない社会 / 時代

いま社会 / 時代は、学生の事件（素行問題を含む）は大学責任になる。実際、いまの社会 / 時代は、個人の事件が、その者が所属する組織・機関の責任になる社会 / 時代である。

そして、いまの社会 / 時代は、組織・機関が員を懲罰できない・憚られる社会 / 時代である。

懲罰に対しては、個が「人権」を楯にして争うのがスタイルになっている。この争いは、懲罰した側にとって、ひどく面倒なプロセスになる。

コスト・パフォーマンス的に、ひどく不利なプロセスになる。

実際、法廷の争いになれば、人権侵害があったとなり、敗けることになる。

いまの社会 / 時代は、組織内懲罰が違法になる。

これまでは、「ダブル・スタンダード」の考え方がとられていた。

これが、常識 / 良識 / 智恵になっていた。

いまは、「ダブル・スタンダード」は、悪である。

常識・良識・智恵は、法を規準にした一貫したものへと、改めねばならない。

このように考えるのが、いまの社会 / 時代の正義である。

——倫理を説く者は、この正義を説く者である。

こうして、学生の事件は、大学にとって、ひどく面倒な問題になる。

事件の処理は、ひどく面倒なプロセスになる。

大学は、自ずと、学生事件を防ぐ方法、懲罰を避ける方法を考えること

になる。

実際に事件が起きたときは、懲罰を「指導」に代えるという方法になる。

になる。

ちなみに、「指導」で済ませない問題が起こったときは、どうするか？

いま大学は、学生の懲戒処分の規程づくりに取り組んでいるところである。

しかし、教職員の懲戒処分が法廷闘争に持ち込まれると「違法」になって敗れるという事例があるように、この規程の実際運用は、大学にとって、荷の重いものになる。——というか、端的に不可能である。

繰り返すが、いまの社会 / 時代は、組織内懲罰が違法になる。

いまの社会 / 時代は、個の懲罰ができない・憚られる社会 / 時代である。

<常識・良識・智恵>を法に従わせようとすることは、奇態に進むことである。

法に従わせるとは、複雑系を単純系に押し込むという無理をすることだからである。

<常識・良識・智恵>は、複雑系に対応する方法であった。

これを退けて法遵守（コンプライアンス）を択ぶのは、ただただ時代に流される体（てい）である。

それは、理知を自ら封じ込める体（てい）である。

いまの大学は、「コンプライアンス」社会づくりの加担者である。

そして「コンプライアンス」社会に苦しむ者である。

## 5.2.2 一律規制

いまの社会 / 時代は、個の懲罰ができない・憚られる社会 / 時代である。そこで、「懲罰問題が端から起こらないようにする」という考え方に進む。

例えば、ある場所で問題が起こったとき、その場所を立入禁止にする。

こうすれば、今後その場所で問題が起こることはない。

また、ある場所である時間帯に問題が起こったとき、その時間帯にその場所に立ち入ることを禁止する。

こうすれば、今後その場所でその時間帯に問題が起こることはない。

あるいは、問題を起こしたある行動を、全面的に禁止する。

大学はこういうふうにして、場所・時間・行動についての禁止を増やしていく。

ただしこれは、大学を息苦しい場に自ら変えていくことである。

### 5.2.3 全員指導

いまの社会 / 時代は、学生の事件（素行問題を含む）が大学責任になる社会 / 時代である。

そして、事件の処理は、大学にとってひどく面倒なプロセスになる。

そこで大学は、学生の事件を未然に防ぎたいという考えになる。

そこで、学生を「事件を起こさない者」に導く指導を行うという考えになる。

だれそれに指導するというものにはならないから、これは全員指導である。

こうして、「倫理」科目の立ち上げとなる。

大学側の「学生の事件を未然に防ぎたい」「学生の素行についてのクレームが来ないようにしたい」の思いは、受講学生の受け取るものではない。なぜか？

大学側にとって、学生は事件の確率事象である。

学生は、事件の確率事象として自分を考えようとは思わない。

思うことは、「大学のそんな思いでは、動員されたくない」である。

### 5.2.4 全体に説教

いまの社会 / 時代は、組織・機関が員の懲罰ができない・憚られる社会 / 時代である。

懲罰は、不服が法廷闘争に持っていかれると、違法になって敗ける。

しかし、事件はどうしても起こる。

そして、懲罰が問題になる。

懲罰は、できるだけ避けたい。

このとき、懲罰はしないが組織として十分な対応をしたという形をつくる。

それは、つぎのようになる：

1. 「本人の将来を考えて」を理由に立て、懲罰は用いないとし、「指導」に代える。
2. 全学的には、個を匿名にして事件を知らせ、だれにも起こり得ることとして、全体指導の場を設け、説教する。

### 5.2.5 弁明

学生が事件（素行問題を含む）を起こすと、大学は責任を問われる。責任の問われ方の一つに、「普段からどんな指導をしているのだ！」がある。

「倫理」必修科目を開設していることは、この場合の弁明になる。

## 5.3 「倫理・人権」科目は、全大学一律

### 5.3.1 「倫理・人権」科目は、デファクト制度

「倫理・人権」科目の開設・運営は、今日の大学のデファクト制度である。

各大学は、他大学との横並びに努める。

そして、「横並び」の項目のうちに、「倫理・人権」科目の開設・運営がある。

大学は、「倫理・人権」科目をしないわけにはいかない。

### 5.3.1 「倫理・人権」科目は、デファクト制度

大学には、暗黙のオブリゲーションがある。

明示的規則にはなっていないが、それを従わないと不都合なことになる  
(と危惧させる) 方向付けがある。

「暗黙のオブリゲーション・方向付けの現出」は、系のダイナミクスである。

だれその主導というものではない。

ここには、主格が存在しない。

実際、大学間の「横並び」の機序は、このダイナミクスの枢要である。

「暗黙のオブリゲーション・方向付け」は、即ち、事実上の(デファクト)制度である。

そして、「倫理・人権」科目の開設・運営は、今日の大学のデファクト制度である。

## おわりに

「世の中に 蚊ほどうるさきものはなし ぶんぶといひて 夜もねられず」

ひとは、このように思うものである。

しかし、表だって言えない。

よって、「倫理・人権」の授業において、「倫理はウザイ」をレポートに書いた学生は、評価したい。

評価したいと思ったので、これに応え、「倫理はウザイ」をきちんと主題にしたいと思った。

実際、「倫理・人権」の授業では、「倫理はウザイ」は潰されるのが定めである。——これは、よくない。

近頃は、蚊がますますうるさい。

そしてこの蚊は、ただうるさいばかりでない。

「マニュアル症候群」という感染症を媒介する。

「マニュアル症候群」は、「外延的思考症候群」である。

おわりに

これは、「智恵」「生成的思考」を駆逐する。

即ち、「裁量」「推論」を駆逐する。

このことも、「倫理はウザイ」の射程の中にある。

よって、「倫理はウザイ」をきちんと主題に立てることは、いよいよ重要である。

こうして、本テキストの作成となった。

ただし、本テキストは、「倫理はウザイ」の入門テキストといったところである。

「倫理・人権」科目の体質の話になるわけなので、具体的に深く内容に入っていくのは、現職上やはりいろいろまずいところがある。

ということで、いわば「一般力学」の趣きにテキストをつくることになった。

スタンスは、あくまでも「力学研究者」「科学」である。



宮下英明 (みやした ひであき)

1949年、北海道生まれ。東京教育大学理学部数学科卒業。筑波大学博士課程数学研究科単位取得満期退学。理学修士。金沢大学教育学部助教授を経て、現在、北海道教育大学教育学部教授。数学教育が専門。

註：本論考は、つぎのサイトで継続される（この進行に応じて本書を適宜更新する）：

<http://m-ac.jp/university/nuisance/>

## 「倫理はウザイ」

——「倫理・人権」科目の体質，そのわけ——

---

2014-12-26 初版アップロード (サーバー：m-ac.jp)

著者・サーバ運営者 宮下英明

サーバ m-ac.jp

---

<http://m-ac.jp/>

[m@m-ac.jp](mailto:m@m-ac.jp)

---

